

別添1

「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」について（平成25年3月6日医政発0306第5号、職発0306第5号、社援発0306第6号、老発0306第5号厚生労働省医政局長、職業安定局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（抄）【新旧対照表】

（ ）部分は改正部分

改正後	改正前
<p>第一 受入れの枠組み 一 ～ 二 (略) 三 受入れ施設</p>	<p>第一 受入れの枠組み 一 ～ 二 (略) (新設)</p>
<p>指針第一の四の8中の「受入れ施設」には、指定居宅サービス事業所等の事業所並びに療養病床等により構成される病院及び診療所を含む。</p>	
<p>四 ベトナム人候補者の入国までの流れ 1～2 (略)</p>	<p>三 ベトナム人候補者の入国までの流れ 1～2 (略)</p>
<p>五 入国後の流れ 1～2 (略)</p>	<p>四 入国後の流れ 1～2 (略)</p>
<p>六 受入れ人数の上限 (略)</p>	<p>五 受入れ人数の上限 (略)</p>
<p>七 受入れ機関とベトナム人候補者との労働契約 (略)</p>	<p>六 受入れ機関とベトナム人候補者との労働契約 (略)</p>
<p>第二 (略)</p>	<p>第二 (略)</p>
<p>第三 国家試験取得後の就労等 一 ～ 二 (略) (別添)</p>	<p>第三 国家試験取得後の就労等 一 ～ 二 (略)</p>
	<p>三 ベトナム人介護福祉士の就労 指針第三の二の2(1)中の「利用者の居宅」に関し、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに有料老人ホームにおけるサービス提供については、「利用者の居宅」におけるサービス提供には該当せず、施設におけるサービス提供として取り扱うこととする。</p>
<p>第四 「不正の行為」について 指針第二の一の3の(7)、第二の二の3の(4)、第三の一の2</p>	<p>第四 「不正の行為」について 指針第二の一の3の(7)、第二の二の3の(4)、第三の一の2</p>

の(2)及び第三の二の2の(1)中の「不正の行為」については、平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針(平成24年法務省告示第411号)が公示され、この中で同主旨の「不正行為」が規定されていることから、法務省及び厚生労働省において、円滑かつ適正な受入れを図る観点から、不正の行為に係る事実及びその認定等について協力していくものであること。

の(2)及び第三の二の2の(2)中の「不正の行為」については、平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針(平成24年法務省告示第411号)が公示され、この中で同主旨の「不正行為」が規定されていることから、法務省及び厚生労働省において、円滑かつ適正な受入れを図る観点から、不正の行為に係る事実及びその認定等について協力していくものであること。